

2020年4月8日

会 員 各位様

新型コロナ対応「緊急事態宣言」に伴う
講習会・セミナー対応について(ご連絡)

(公社)神奈川労務安全衛生協会 横浜西支部
支部長 岡村 健一

横浜西支部では新型コロナウイルス感染症対応としてマスクの着用や発熱等の風の症状がみられる方等の受講の検討など、ご協力をいただき2019年月度の講習会を無事に終了することができました。

新年度に入り開催ニーズが高い法令講習会については、計画どおり実施する方針(協会全体方針)で進めて参りましたが、政府の緊急事態宣言を受け本部・支部 全ての講習会・セミナーを当面中止することにいたします。

既に中止期間の講習会をお申し込みの皆様におかれましては、下記のと通りの対応とさせていただきます。本件に関する対応を迅速に進めて参りますので、何卒、ご理解、ご協力の程、お願い申し上げます。

記

1. 講習会中止期間 / 対象講習会

- ① 中止期間 2020年4月8日(水)～5月6日(水)
- ② 中止対象講習会 (期間延長の講習会も一部対象とした)
 - 4月10日(金)新入社員安全衛生教育
 - 5月12日(火)リスクアセスメント実務研修会
 - 5月25日(月)第1回労務管理講習会

2. 申込済み事業場への対応

- ① 支部より事業場担当者様宛にFAX等で連絡し中止を周知します。
- ② 受講料支払い済みの事業場様につきましては、全額返金いたします。(振込手数料は支部負担)
- ③ 受講日の移行等をご希望の場合、その旨、お申し出ください。

3. 5月7日以降の講習会運用について

- ① 5月7日以降の講習会については1か月単位で受講募集をホームページに掲載していきます。募集中の講習会は申込受付を継続しますが、緊急事態宣言期間が延長され期間内に入る場合は中止となります。講習会の中止は確定次第迅速に受講申込者にご連絡いたします。
- ② 煩雑な受講料払戻し作業を避けるために5月度以降の講習会受講料は実施後の振込みもしくは、当日の現金支払いで行いたくご協力をお願いいたします。

4. その他

今後、支部業務運営に関する変更が生じた場合、ホームページにて迅速にご案内いたします。本部講習会受講の皆様は、別紙の本部講習会対応を参照願います。

不明点等連絡先 (公社)神奈川労務安全衛生協会 横浜西支部 事務局
TEL:045-864-5354 FAX:045-864-5022
E-mail yokonisi@roaneikyo.or.jp

—以上—